



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*48 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (食品・生活衛生課)..... 1
- \*49 和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (長寿社会課)..... 2
- \*50 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課)..... 5
- \*51 和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (医務課)..... 24
- \*52 和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則 ( " )..... 24
- \*53 和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則 ( " )..... 26

### ○ 教育委員会規則

- \*9 和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 31

## 規 則

### 和歌山県規則第48号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則 (昭和56年和歌山県規則第48号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定建築物についての届出)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p><u>5) 特定建築物の建築物環境衛生管理技術者が有する建築物環境衛生管理技術者免状の写し</u></p> <p>(届出事項の変更の届出)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の届書の内容が、<u>前条第2項各号(第4号を除く。)</u>に掲げる事項の変更に係るものである場合は、当該変更後の書類を添付しなければならない。</p>	<p>(特定建築物についての届出)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(届出事項の変更の届出)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の届書の内容が、<u>前条第2項第1号から第3号までに掲げる事項の変更に係るものである場合は、当該変更後の書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(事業実績報告書の提出)</p> <p><u>第8条 登録業者は、毎事業年度終了後3月以内に、別記第14号様式による報告書を提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 報告時における機械器具の概要 (別記第6</p>

第8条 略

号様式)  
 (2) 報告時における監督者等の氏名 (別記第7号様式)  
 (3) 建築物環境衛生に関する事業の実績

第9条 略

(提出書類の部数等)  
 第10条 この規則により知事に提出する書類は、正副各1通 (知事を經由して厚生大臣に提出する場合は、正本1通、副本2通) とし、所轄の県立保健所長 (支所長を含む。) を經由しなければならない。ただし、和歌山市に住所又は居所を有する者が提出する書類は、直接知事に提出するものとする。

別記第1号様式及び別記第4号様式中「和歌山県知事」を「保健所長」に改める。

別記第5号様式中

「和歌山県知事 様」を「和歌山県知事 保健所長 様」に改める。

別記第6号様式及び別記第7号様式中「第4条、第8条関係」を「第4条関係」に改める。

別記第11号様式中

「和歌山県知事 様」を「和歌山県知事 保健所長 様」に改める。

別記第12号様式及び別記第13号様式中

「和歌山県知事 様」を「和歌山県知事 保健所長 様」に改める。

別記第14号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第5号及び第3条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県規則第49号

和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則 (平成11年和歌山県規則第109号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(標示) 第2条</p> <p>法第70条第1項、法第86条第1項、法第94条第1項、法第107条第1項及び法第115条の2第1項の規定により指定又は許可を受けた者は、その旨を当該指定又は許可に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示するものとする。</p> <p>2 法第70条の2第1項（法第115条の11において準用する場合を含む。）、法第86条の2第1項、法第94条の2第1項及び法第108条第1項の規定により指定又は許可の更新を受けた者は、その旨を当該指定又は許可の更新に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示するものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた施行規則（以下「旧施行規則」という。）に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設（指定介護療養型医療施設を含む。以下同じ。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定又は許可の申請等) 第2条 法第70条第1項、法第86条第1項、法第94条第1項、法第107条第1項及び法第115条の2第1項の規定による指定又は許可の申請は、別記第1号様式により行うものとする。</p> <p>2 法第70条第1項、法第86条第1項、法第94条第1項、法第107条第1項及び法第115条の2第1項の規定により指定又は許可を受けた者は、その旨を当該指定又は許可に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示するものとする。</p> <p>(指定又は許可の更新等) 第3条 法第70条の2第1項（法第115条の11において準用する場合を含む。）、法第86条の2第1項、法第94条の2第1項及び法第108条第1項並びに旧法第107条の2第1項の規定による指定又は許可の更新の申請は、別記第2号様式により行うものとする。</p> <p>2 法第70条の2第1項（法第115条の11において準用する場合を含む。）、法第86条の2第1項、法第94条の2第1項及び法第108条第1項並びに旧法第107条の2第1項の規定により指定又は許可の更新を受けた者は、その旨を当該指定又は許可の更新に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示するものとする。</p> <p>(指定特定施設入居者生活介護の指定の変更申請) 第3条の2 法第70条の3第1項の規定による申請は、別記第2号様式の2により行うものとする。</p> <p>(特例に係る別段の申出) 第4条 法第71条第1項ただし書及び法第72条第1項ただし書（法第115条の11において準用する場合を含む。）の規定による申出は、別記第3号様式により行うものとする。</p> <p>2 法第72条の2第1項ただし書及び法第115条の2の2第1項ただし書の規定による別段の申出は、別記第3号様式の2により行うものとする。</p>

(変更の届出等)

第5条 法第75条第1項、法第89条、法第99条第1項、法第113条第1項及び法第115条の5第1項並びに旧法第111条の規定による届出は、変更に係るものにあつては別記第4号様式により、事業の再開に係るものにあつては別記第5号様式により、それぞれ行うものとする。

2 法第75条第2項、法第99条第2項、法第113条第2項及び法第115条の5第2項の規定による事業の廃止又は休止に係る届出については、別記第5号様式により行うものとする。

(指定の辞退)

第6条 法第91条及び旧法第113条の規定による指定の辞退は、別記第6号様式により行うものとする。

(介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可事項の変更申請)

第7条 法第94条第2項及び法第107条第2項に規定する許可の申請は、別記第7号様式により行うものとする。

(介護老人保健施設及び介護医療院の管理者の承認申請)

第8条 法第95条及び法第109条の規定による承認の申請は、別記第8号様式により行うものとする。

(介護老人保健施設及び介護医療院の広告の許可の申請)

第9条 法第98条第1項第4号及び法第112条第1項第4号の許可の申請は、別記第9号様式により行うものとする。

(指定介護療養型医療施設の指定の変更申請)

第10条 旧法第108条第1項の規定による申請は、別記第10号様式により行うものとする。

(市町村等への情報提供)

第3条 知事は、別表に掲げる指定若しくは許可及びそれらの取消し若しくは効力の停止又は届出若しくは申出の受理並びに命令（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、市町村、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業者又は施設に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1)～(6) 略

2・3 略

(公示)

第4条 法第76条の2第4項、法第91条の2第4項、法第103条第4項、法第114条の5第4項及び法第115条の8第4項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1)～(5) 略

2 法第78条、法第93条、法第104条の2、法第114条の7及び法第115条の10の規定による公示は、施行規則第131条の2、施行規則第135条の2、施行規則第137条の2、施行規則第140条の2の3及び施行規則第140条の23各号に掲げる事項のほか、介護保険事業者番号について行うものとする。

(市町村等への情報提供)

第11条 知事は、第2条から前条までの規定による指定若しくは許可及びそれらの取消し若しくは効力の停止又は届出若しくは申出の受理並びに法第76条の2第3項、法第91条の2第3項、法第103条第3項、法第114条の5第3項及び法第115条の8第3項並びに旧法第113条の2第3項の規定による命令（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、市町村、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業者又は施設に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1)～(6) 略

2・3 略

(公示)

第12条 法第76条の2第4項、法第91条の2第4項、法第103条第4項、法第114条の5第4項及び法第115条の8第4項並びに旧法第113条の2第4項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1)～(5) 略

2 法第78条、法第93条、法第104条の2、法第114条の7及び法第115条の10並びに旧法第115条の規定による公示は、施行規則第131条の2、施行規則第135条の2、施行規則第137条の2、施行規則第140条の2の3及び施行規則第140条の23各号並びに旧施行規則第140条の2各号に掲げる事項のほか、介護保険事業者番

号について行うものとする。

附則の次に別表として次の表を加える。

別表 (第3条関係)

法第70条第1項、法第86条第1項、法第94条第1項、法第107条第1項及び法第115条の2第1項の規定による指定又は許可の申請
法第70条の2第1項 (法第115条の11において準用する場合を含む。)、法第86条の2第1項、法第94条の2第1項及び法第108条第1項の規定による指定又は許可の更新の申請
法第70条の3第1項の規定による申請
法第71条第1項ただし書及び法第72条第1項ただし書 (法第115条の11において準用する場合を含む。) の規定による申出
法第72条の2第1項ただし書及び法第115条の2の2第1項ただし書の規定による別段の申出
法第75条第1項、法第89条、法第99条第1項、法第113条第1項及び法第115条の5第1項の規定による届出
法第75条第2項、法第99条第2項、法第113条第2項及び法第115条の5第2項の規定による事業の廃止又は休止に係る届出
法第76条の2第3項、法第91条の2第3項、法第103条第3項、法第114条の5第3項及び法第115条の8第3項の規定による命令
法第91条の規定による指定の辞退に係る届出
法第94条第2項及び法第107条第2項に規定する許可の申請
法第95条及び法第109条の規定による承認の申請
法第98条第1項第4号及び法第112条第1項第4号の許可の申請

別記第1号様式から別記第10号様式までを削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県規則第50号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 (昭和42年和歌山県規則第15号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(医療保護入院者の入院届等) 第16条 <u>法第33条第9項</u> の規定による届出は、次によるものとする。 (1)・(2) 略 (3) <u>法第33条第6項</u> の規定による入院期間の更新の場合 <u>別記第17号様式の4</u>	(医療保護入院届) 第16条 <u>法第33条第7項</u> の規定による届出は、次によるものとする。 (1)・(2) 略
(応急入院届) 第18条 <u>法第33条の6第5項</u> の規定による届出は、同条第1項の規定による入院にあっては応急	(応急入院届) 第18条 <u>法第33条の7第5項</u> の規定による届出は、同条第1項の規定による入院にあっては応急

入院届(別記第19号様式)により、同条第2項後段の規定による入院にあつては特定医師による応急入院(第33条の6第2項)届及び記録(別記第19号様式の2)により行うものとする。

(家族等の同意)

第20条 法第33条第9項の規定による同意は、同条第1項、第2項又は第3項後段の規定による入院にあつては医療保護入院に関する家族等同意書(別記第21号様式)により、同条第6項の規定による入院期間の更新にあつては医療保護入院期間の更新に関する家族等同意書(別記第21号様式の2)により行うものとする。

(入院措置時の入院の必要性に関する通知)

第23条 法第29条第1項の規定による入院措置を採ったときの法第38条の3の規定による通知は、措置入院決定報告書(別記第24号様式)により行うものとする。

入院届(別記第19号様式)により、同条第2項後段の規定による入院にあつては特定医師による応急入院(第33条の7第2項)届及び記録(別記第19号様式の2)により行うものとする。

(家族等の同意)

第20条 法第33条第7項の規定による同意は、同意書(別記第21号様式)により行うものとする。

(医療保護入院者の定期報告)

第23条 法第38条の2第2項の規定による報告は、医療保護入院者の定期病状報告書(別記第24号様式)により行うものとする。

別記第8号様式の2を次のように改める。

別記第8号様式の2 (第8条関係)

措置入院決定のお知らせ

年 月 日

様

和歌山県知事

印

【入院理由について】

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、【①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他 ( )】にあり、御自身を傷ついたり、又は他人に害を及ぼすおそれがあることから、【①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第29条の規定による措置入院 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の規定による緊急措置入院】が必要であると認めたので通知します。

【入院中の生活について】

- 1 あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で預かることがあります。
- 2 あなたの入院中、以下の人との電話・面会については制限なく行うことができます。
  - ① 人権に係る行政機関の職員
  - ② あなたの代理人の弁護士や、あなた又はあなたの家族の希望によりあなたの代理人になろうとする弁護士それら以外の人との電話・面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 3 あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。
- 4 入院日から7日以内に、退院後の生活環境に関し、あなたや御家族等からのご相談に応じ、必要な情報の提供や助言、援助等を行う職員として、退院後生活環境相談員が選任されます。

裏面に続く

- 5 介護保険や障害福祉のサービスの利用を希望される場合又はその必要性がある場合、介護や障害福祉に関する相談先を紹介しますので、退院後生活環境相談員等の病院の職員にお問い合わせください。
- 6 もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。
- 7 あなたの入院中、もしもあなたが病院の職員から虐待を受けた場合、下記に届け出ることができます。また、もしも他の入院患者さんが病院の職員から虐待を受けたのを見かけた場合も、下記に通報してください。

県における虐待に関する所管課の連絡先（電話番号を含む。）

**【入院や入院生活に御納得のいかない場合】**

あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたの御家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、和歌山県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせください。

県における所管課の連絡先（電話番号を含む。）

**(教示)**

この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）として提起することができます（処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。）。

別記第17号様式を次のように改める。

別記第17号様式 (第16条関係)

医療保護入院者の入院届

年 月 日

和歌山県知事

様

病院名  
所在地  
管理者名

医療保護入院者	フリガナ			生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏名	(男・女)			
	住所	都道府県			
家族等の同意により入院した年月日	年 月 日			今回の入院年月日	年 月 日
今回の医療保護入院の入院期間	年 月 日 まで			入院形態	
第34条による移送の有無	あり		なし		
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICDカテゴリー ( )	ICDカテゴリー ( )			
生活歴及び現病歴	(推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。 (特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。) (陳述者氏名 続柄 )				
初回入院期間	年 月 日 ~		年 月 日		
前回入院期間	年 月 日 ~		年 月 日		
初回から前回までの入院回数	計 回				
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他( ) II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他( ) IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他( )				

<p>&lt;その他の重要な症状&gt;</p> <p>&lt;問題行動等&gt;</p> <p>&lt;現在の状態像&gt;</p>	<p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( )</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( )</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( )</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( )</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )</p> <p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( ) 4 その他 ( )</p> <p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( )</p> <p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ( )</p>
<p>医療保護入院の必要性</p> <p>(患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。)</p>	

<p>入院を必要と認めた精神保健指定医氏名</p>	署名					
<p>同意をした家族等</p>	氏名	(男・女)	続柄	生年月日	年 月 日生	
		(男・女)	続柄		年 月 日生	
	住所	都道府県				
		都道府県				
<p>1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長</p>						

<p>審査会意見</p>	
<p>都道府県の措置</p>	

## 記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。  
ただし、第34条による移送が行われた場合は、この欄は、記載する必要はないこと。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 今回の医療保護入院の入院期間の欄は、家族等の同意により入院した日から3月を上限とした年月日を記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 6 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 8 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 9 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 10 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

別記第17号様式の3中「第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項」を「第33条第1項・第3項又は第33条第2項・第3項」に、「第33条の7第2項」を「第33条の6第2項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第17号様式の4 (第16条関係)

医療保護入院者の入院期間更新届

年 月 日

和歌山県知事 様

病院名  
所在地  
管理者名

医療保護入院者	フリガナ 氏名	----- (男・女)		生年月日	年 月 日 (満 歳)
	住所	都道府県			
医療保護入院年月日 (第33条第1項・第2項による入院)	年 月 日		今回の入院年月日 入院形態	年 月 日	
入院届又は前回の入院期間更新届での入院期間	～ 年 月 日 年 月 日		本更新後の入院期間	年 月 日まで	
病名	1 主たる精神障害		2 従たる精神障害		3 身体合併症
	ICD カテゴリー ( )		ICD カテゴリー ( )		
入院又は前回更新日からの治療の内容と、その結果 (更新前の入院期間に係る病状又は状態像の経過の概要)					
症状の経過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向				
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( ) II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( ) IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( ) V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( ) VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( ) VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( ) VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( ) IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )				
<その他の重要な症状>	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( ) 4 その他 ( )				
<問題行動等>	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( )				



## 記載上の留意事項

- 1 内は、今回の更新に当たって行われた精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 本更新後の入院期間の欄は、医療保護入院者退院支援委員会で審議された入院期間に留意の上で、当該医療保護入院から6月を経過するまでの間は3月、入院から6月を経過した後は6月を上限とした期限を定めて記載すること。
- 4 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 5 更新が必要と診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 6 退院に向けた取組の状況の欄については、今回の更新に当たって医療保護入院者退院支援委員会の審議が行われた年月日を記載すること。また、令和5年11月27日付け障発1127第7号「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添様式2「医療保護入院者退院支援委員会審議記録」の写しを添付すること。その上で、
  - ① 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等
  - ② 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等
  - ③ 医療保護入院者退院支援委員会での審議状況等について記載すること。
- 7 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。
- 8 家族等の住所欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。
- 9 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなす場合は、「法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得た者とみなした場合」にレ点を入れることとし、同意書の添付は不要であること。ただし、法第33条第6項による入院の更新に関する同意の通知をした時から更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が、
  - ① 法第5条第2項に規定する家族等に該当しなくなったとき
  - ② 死亡したとき
  - ③ 意思を表示できないときのいずれかの事由に該当すると把握した場合には、同意を得たものとみなすことができないことに留意すること。また、同意を得たものとみなす場合は、通知をした家族等との連絡等の記録(直近2件)の欄に、直前の入院期間中、通知をした家族等と直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。(通知をした家族等が親権者の両親である場合は、父又は母のいずれかと直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。)
- 10 今回の更新に同意をした家族等の欄に記載がある場合は、法第33条第8項による同意を得たものとみなさないことに留意すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

別記第19号様式の2中「第33条の7第2項」を「第33条の6第2項」に改める。

別記第21号様式中「同意書」を「医療保護入院に関する家族等同意書」に改め、同様の次に次の1様式を加える。

別記第21号様式の2 (第20条関係)

医療保護入院期間の更新に関する家族等同意書

1. 医療保護入院期間の更新に関する同意の対象となる精神障害者本人

住 所	〒 都道 府県
フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日

2. 医療保護入院期間の更新に関する同意者の申告事項

住 所	〒 都道 府県	〒 都道 府県
フリガナ		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

本人との関係

- 1 配偶者 2 父母 (親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹  
 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 ( )  
 (選任年月日 年 月 日)

なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。

- ①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人、③患者に対する虐待等を行っている者 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則 (昭和25年厚生省令第31号) 第1条各号のいずれかに該当する者をいう。) 、④精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、⑤未成年者

※親権者が両親の場合は、両親とも署名の上記載してください。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者を貴病院に入院させることに同意します。

病院管理者 様

年 月 日

氏名

氏名

別記第23号様式及び別記第24号様式を次のように改める。

別記第23号様式 (第22条関係)

措置入院者の定期病状報告書

年 月 日

和歌山県知事

様

病院名  
所在地  
管理者名

措置入院者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名	(男・女)		年月日	(満 歳)
	住所	都道府県			
措置年月日	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日		
		入院形態			
前回の定期報告年月日	年 月 日				
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICDカテゴリー ( )	ICDカテゴリー ( )			
過去6か月間(措置入院後3か月の場合は3か月間の仮退院の実績)	計 回	延日数	日		
過去6か月間(措置入院後3か月の場合は過去3か月間)の治療の内容とその結果 〔問題行動を中心として記載すること。〕					
今後の治療方針(再発防止への対応含む。)					
処遇、看護及び指導の現状	隔離	i 多用 ii 時々 iii ほとんど不要			
	注意必要度	i 常に厳重な注意 ii 随時一応の注意 iii ほとんど不要			
	日常生活の介助指導必要性	i 極めて手間のかかる介助 ii 比較的簡単な介助と指導 iii 生活指導を要する iv その他 ( )			
退院に向けた取組の状況  (選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況等について)	選任された退院後生活環境相談員 ( ) 地域援助者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無 (あり・なし) 上記で「あり」の場合の紹介状況 ( )				

重大な問題行動 (Aはこれまでの、Bは今後起こるおそれのある行動)		現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像 (該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。)	
1 殺人	A B	<現在の精神症状>	
2 放火	A B	I 意識	
3 強盗	A B	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( )	
4 不同意性交等	A B	II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)	
5 不同意わいせつ	A B	III 記憶	
6 傷害	A B	1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( )	
7 暴行	A B	IV 知覚	
8 恐喝	A B	1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( )	
9 脅迫	A B	V 思考	
10 窃盗	A B	1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考	
11 器物損壊	A B	5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( )	
12 弄火又は失火	A B	VI 感情・情動	
13 家宅侵入	A B	1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁	
14 詐欺等の経済的な問題行動	A B	5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( )	
15 自殺企図	A B	VII 意欲	
16 自傷	A B	1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷	
17 その他 ( )	A B	5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( )	
		VIII 自我意識	
		1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( )	
		IX 食行動	
		1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )	
		<その他の重要な症状>	
		1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( )	
		4 その他 ( )	
		<問題行動等>	
		1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( )	
		<現在の状態像>	
		1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態	
		4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態	
		8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ( )	

診 察 時 の 特 記 事 項

本報告に係る診察年月日

年 月 日

診 察 し た  
精神保健指定医氏名

署名

審 査 会 意 見

都 道 府 県 の 措 置

## 記載上の留意事項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 重大な問題行動の欄には、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- 4 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 5 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 6 診察した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 7 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

別記第24号様式 (第23条関係)

措置入院決定報告書

年 月 日

和歌山県精神医療審査会長 様

和歌山県知事

下記の措置入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第1項の規定により通知します。

申請等の形式	i 親族又は一般人申請 (第22条)      ii 警察官通報 (第23条) iii 検察官通報 (第24条)                  iv 保護観察所長通報 (第25条) v 矯正施設長通報 (第26条)                vi 精神科病院管理者届出 (第26条の2) vii 医療観察法対象者 [指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報] (第26条の3) viii 都道府県知事・指定都市市長職務診察 (第27条第2項)		
申請等の添付資料	i あり      ii なし		
措置入院中の精神科病院	名称		
	所在地	都道府県	
被診察者 (精神障害者)	フリガナ		生年 月 日
	氏名	(男・女)	年 月 日 (満 歳)
	住所	都道府県	
措置診察を行った年月日及び精神保健指定医の氏名	精神保健指定医氏名 (指定医番号: ) 年 月 日		
措置診察を行った年月日及び精神保健指定医の氏名	精神保健指定医氏名 (指定医番号: ) 年 月 日		
第29条の2の2第1項の規定による移送の有無(措置診察後の移送の有無)	i あり      ii なし		

記載上の留意事項

- 1 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。
- 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項又は第2項に基づき行われた精神保健指定医による診察の判定内容(病名及び症状を含む。)については、該当する診察の際に作成された「措置入院に関する診断書」を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第51号

和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和38年和歌山県規則第77号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「修学資金については」の次に「、 円を極度額として」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第52号

和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則

和歌山県立なぎ看護学校学則（平成7年和歌山県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(保証人) 第19条 略 2 略 3 <u>保証人は、当該学生にこの規則その他の看護学校の諸規程を遵守させるとともに、入学金及び授業料の納付について連帯して債務を負担しなければならない。</u> 4・5 略	(保証人) 第19条 略 2 略 3 保証人は、当該学生の在学中の一切の <u>ことについて連帯責任を負わなければならない。</u> 4・5 略

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式 (第18条、第19条関係)

和歌山県証紙をここに貼ってください。貼り切れない場合は、裏面余白に貼ること。消印しないこと。

誓 約 書

私は、貴校の諸規則を守り、学生の本分に従い学業に精励することを誓います。

年 月 日

〒

現 住 所

本人氏名

年 月 日生

私たちは、貴校への入学を許可された上記の者に関して、本人に上記の誓約事項を固く守らせるとともに、本人の入学金及び授業料について、極度額を 円として、本人と連帯して債務を負担します。

年 月 日

〒

現 住 所

電 話

本人との続柄

保証人氏名

年 月 日生

年 月 日

〒

現 住 所

電 話

本人との続柄

保証人氏名

年 月 日生

和歌山県立なぎ看護学校長 様

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第53号

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則

和歌山県立高等看護学院学則（平成9年和歌山県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前															
<p>(目的)</p> <p>第1条 和歌山県立高等看護学院（以下「学院」という。）は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）に定める看護師の養成機関として、<u>看護に関する知識及び技術を授け、看護師として社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。</u></p> <p>(職員の組織)</p> <p>第3条 学院に、学院長1名、副学院長1名、事務長1名、事務長代理1名、教務主幹1名、教務主任1名以上、専任教員10名以上（実習調整者1名を含む。）、事務職員2名その他必要な職員を置く。</p> <p>(その他の会議)</p> <p>第4条の2 学院の運営を円滑にするために、教務主任会議、実習指導者会議、各学科の教務会議、図書委員会、<u>自己評価委員会、職員会議等</u>を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(課程及び学科)</p> <p>第5条 学院に<u>看護専門課程及び看護学科</u>を置く。</p> <p>2 看護学科は3年課程全日制とする。</p> <p>(学生定員)</p> <p>第6条 <u>看護学科</u>の学生定員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入学定員 50人</p> <p>(2) 総定員 150人</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 和歌山県立高等看護学院（以下「学院」という。）は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）に定める<u>助産師及び看護師の養成機関として、助産及び看護に関する知識及び技術を授け、助産師及び看護師として社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。</u></p> <p>(職員の組織)</p> <p>第3条 学院に、学院長1名、副学院長1名、事務長1名、事務長代理1名、教務主幹1名、教務主任2名以上、専任教員10名以上（実習調整者2名を含む。）、事務職員2名その他必要な職員を置く。</p> <p>(その他の会議)</p> <p>第4条の2 学院の運営を円滑にするために、<u>教務主任会議、実習指導者会議、各学科の教務会議、図書委員会会議、自己点検・自己評価委員会会議、職員会議等</u>を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(課程及び学科)</p> <p>第5条 学院に<u>次の課程及び学科</u>を置く。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課 程</th> <th style="text-align: center;">学 科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>看護専門課程</u></td> <td style="text-align: center;">看護学科</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">助産学科</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>看護学科は3年課程全日制とし、助産学科は1年課程全日制とする。</u></p> <p>(学生定員)</p> <p>第6条 <u>各学科</u>の学生定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 科</th> <th style="text-align: center;">入 学 定 員</th> <th style="text-align: center;">総 定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>看護学科</u></td> <td style="text-align: center;">50人</td> <td style="text-align: center;">150人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">助産学科</td> <td style="text-align: center;">5人</td> <td style="text-align: center;">5人</td> </tr> </tbody> </table>	課 程	学 科	<u>看護専門課程</u>	看護学科		助産学科	学 科	入 学 定 員	総 定 員	<u>看護学科</u>	50人	150人	助産学科	5人	5人
課 程	学 科															
<u>看護専門課程</u>	看護学科															
	助産学科															
学 科	入 学 定 員	総 定 員														
<u>看護学科</u>	50人	150人														
助産学科	5人	5人														

(修業年限)  
第7条 看護学科の修業年限は、3年とする。

(在学期間)  
第8条 略

(休業日)  
第11条 休業日は、次に掲げるとおりとし、休業日には授業を行わないものとする。  
(1)～(3) 略  
(4) 夏期休業日 7月21日から8月31日まで  
(5) 冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで  
(6) 春期休業日 3月21日から4月10日まで

2 前項の規定にかかわらず、学院長は、必要があると認めるときは、前項第4号から第6号までに掲げる休業日を変更し、同項各号に掲げる休業日以外の日を臨時に休業日とし、又は休業日に授業を行うことができる。

(教育内容等)  
第14条 看護学科の教育内容、授業科目、単位数及び授業時間数は、別表のとおりとする。

(卒業の認定及び称号の授与)  
第17条 略  
2・3 略

(入学資格)  
第20条 略

(入学志願手続)  
第21条 看護学科に入学しようとする者(次条において「入学志願者」という。)は、学院長の定める期日までに、入学願書(別記第2号様式)に入学審査手数料及び別に定める書類を添えて、学院長に提出しなければならない。

(入学者の選考)  
第22条 入学志願者に対しては、選考により合否を決定する。

(修業年限)  
第7条 修業年限は、次のとおりとする。

学 科	修業年限
看護学科	3年
助産学科	1年

(在学期間)  
第8条 略  
2 助産学科の在学期間は、1年を超えることができない。

(休業日)  
第11条 休業日は、次に掲げるとおりとし、休業日には授業を行わないものとする。  
(1)～(3) 略  
(4) 学科ごとに次の表に掲げる夏期休業日、冬期休業日及び春期休業日

学科	夏期休業日	冬期休業日	春期休業日
看護学科	7月21日から8月31日まで	12月25日から1月7日まで	3月21日から4月10日まで
助産学科	8月7日から8月31日まで	12月25日から1月7日まで	

2 前項の規定にかかわらず、学院長は、必要があると認めるときは、前項第4号に掲げる休業日を変更し、同項各号に掲げる休業日以外の日を臨時に休業日とし、又は休業日に授業を行うことができる。

(教育内容等)  
第14条 看護学科及び助産学科の教育内容、授業科目、単位数及び授業時間数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(卒業の認定及び称号の授与)  
第17条 略  
2・3 略  
4 学院長は、助産学科の卒業の認定をした学生に対して卒業証書を授与する。

(入学資格)  
第20条 略  
2 助産学科に入学することができる者は、法第21条各号のいずれかに該当する者とする。

(入学志願手続)  
第21条 看護学科に入学しようとする者は、学院長の定める期日までに、入学願書(別記第2号様式)に入学審査手数料及び別に定める書類を添えて、学院長に提出しなければならない。

2 助産学科に入学しようとする者は、学院長の定める期日までに、入学願書(別記第3号様式)に入学審査手数料及び別に定める書類を添えて、学院長に提出しなければならない。

(入学者の選考)  
第22条 学院に入学しようとする者に対しては、選考により合否を決定する。

2 略

(入学の手続)

第23条 前条第1項の選考により合格となった者は、所定の期日までに保証人を定め、誓約書(別記第3号様式)に所定の入学金の額に相当する価額を表示する証紙を貼り付けて入学手続をしなければならない。ただし、第26条の2の規定による入学金の全部又は一部の免除の申請をしたときは、証紙を貼り付けることを要しないものとする。

2・3 略

(保証人)

第24条 略

2 略

3 保証人は、当該学生にこの規則その他の学院の諸規程を遵守させるとともに、入学金及び授業料の納付について連帯して債務を負担しなければならない。

4 学生は、保証人の住所又は氏名に変更が生じた場合は、直ちに、保証人氏名等変更届(別記第4号様式)を学院長に届け出なければならない。

5 学生は、保証人が死亡し、又は第1項若しくは第2項に規定する資格を失った場合には、新たに保証人を定めて誓約書(別記第3号様式)及び保証人氏名等変更届(別記第4号様式)を学院長に提出しなければならない。

(転入学)

第27条 他の看護師養成所(法第21条第2号の学校又は同条第3号の看護師養成所をいう。以下同じ。)から学院に転入学しようとする者は、転入学願に入学審査手数料及び別に定める書類を添えて、学院長に提出しなければならない。

2 学院長は、前項の転入学願が提出されたときは、その内容を審査し、その者が現に在学する他の看護師養成所の授業科目、単位数及び授業時間並びにその者の履修状況が学院と同程度であると認め、かつ、欠員のある場合に限り、これを許可することができる。

3・4 略

(転学)

第28条 学生は、他の看護師養成所に転学を希望するときは、保証人と連署した転学願を学院長に提出し、その許可を受けなければならない。

(休学)

第29条 略

2～4 略

5 休学期間は、通算して第7条に規定する修業年限に相当する期間を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合において学院長の許可を受けたときは、この限りでない。

6 休学期間は、在学期間に算入しない。

2 略

(入学の手続)

第23条 前条第1項の選考により合格となった者は、所定の期日までに保証人を定め、誓約書(別記第4号様式)に所定の入学金の額に相当する価額を表示する証紙を貼り付けて入学手続をしなければならない。ただし、第26条の2の規定による入学金の全部又は一部の免除の申請をしたときは、証紙を貼り付けることを要しないものとする。

2・3 略

(保証人)

第24条 略

2 略

3 保証人は、当該学生の在学中の一切のことについて、連帯責任を負わなければならない。

4 学生は、保証人の住所又は氏名に変更が生じた場合は、直ちに、保証人氏名等変更届(別記第5号様式)を学院長に届け出なければならない。

5 学生は、保証人が死亡し、又は第1項若しくは第2項に規定する資格を失った場合には、新たに保証人を定めて誓約書(別記第4号様式)及び保証人氏名等変更届(別記第5号様式)を学院長に提出しなければならない。

(転入学)

第27条 他の看護師等養成所(法第20条第1号及び法第21条第2号の学校、法第20条第2号の助産師養成所又は法第21条第3号の看護師養成所をいう。以下同じ。)から学院に転入学しようとする者は、転入学願に入学審査手数料及び別に定める書類を添えて、学院長に提出しなければならない。

2 学院長は、前項の転入学願が提出されたときは、その内容を審査し、その者が現に在学する他の看護師等養成所の授業科目、単位数及び授業時間並びにその者の履修状況が学院と同程度であると認め、かつ、欠員のある場合に限り、これを許可することができる。

3・4 略

(転学)

第28条 学生は、他の看護師等養成所に転学を希望するときは、保証人と連署した転学願を学院長に提出し、その許可を受けなければならない。

(休学)

第29条 略

2～4 略

5 休学期間は、通算して学生の属する学科の区分に応じて、第7条の表に掲げる修業年限に相当する期間を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合において学院長の許可を受けたときは、この限りでない。

6 休学期間は、在学期間に算入しない。ただし、助産学科に在籍する学生に限り、休学期間を在学期間に算入するものとする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

別記第1号様式(その1)中「(その1)」を削り、別記第1号様式(その2)を削る。

別記第3号様式を削る。

別記第4号様式を次のように改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第3号様式 (第23条、第24条関係)

和歌山県証紙をここに貼ってください。貼り切れない場合は、裏面余白に貼ること。消印しないこと。

誓 約 書

私は、貴学院の諸規則を守り、学生の本分に従い学業に精励することを誓います。

年 月 日

〒

現 住 所

本人氏名

年 月 日生

私たちは、貴学院への入学を許可された上記の者に関して、本人に上記の誓約事項を固く守らせるとともに、本人の入学金及び授業料について、極度額を 円として、本人と連帯して債務を負担します。

年 月 日

〒

現 住 所

電 話

本人との続柄

保証人氏名

年 月 日生

年 月 日

〒

現 住 所

電 話

本人との続柄

保証人氏名

年 月 日生

和歌山県立高等看護学院長 様

別記第5号様式を別記第4号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第9号

和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則（令和3年和歌山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前	
<p>(専修学校の専門課程)</p> <p>第3条 条例第2条第1項の規定により教育委員会規則で定める要件は、次に掲げる要件を満たすものと文部科学大臣が認めたものであることとする。</p> <p>(1) 修業年限が <u>2</u> 年以上であること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 全課程の修了の要件が、次の表の左欄に掲げる場合の区分及び中欄に掲げる修業年限に応じ、それぞれ同表の右欄に定める要件を満たしていること。</p>			<p>(専修学校の専門課程)</p> <p>第3条 条例第2条第1項の規定により教育委員会規則で定める要件は、次に掲げる要件を満たすものと文部科学大臣が認めたものであることとする。</p> <p>(1) 修業年限が <u>4</u> 年以上であること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 全課程の修了の要件が、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める要件を満たしていること。</p>	
区分	修業年限	要件	区分	要件
<p>1 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第183条の2第2項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科である場合</p>	4 年以上	全課程の修了に必要な総単位数が124単位以上であること。	<p>1 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第183条の2第2項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科である場合</p>	全課程の修了に必要な総単位数が124単位以上であること。
	2 年又は3 年	全課程の修了に必要な総単位数が62単位以上であること。		
<p>2 1の項以外のものである場合</p>	4 年以上	全課程の修了に必要な総授業時数が3,400単位時間以上であること（単位時間は専修学校設置基準第9条に規定する単位時間とする。以下この表において同じ。）。	<p>2 1の項以外のものである場合</p>	全課程の修了に必要な総授業時数が3,400単位時間以上であること（単位時間は専修学校設置基準第9条に規定する単位時間とする。）。

	2 年又は 3 年	全課程の修了 に必要な総授 業時数が1,70 0 単位時間以 上であること 。
--	--------------	--

--	--	--

- (4) 修業年限が 4 年以上の場合は、体系的に教育課程が編成されていること。  
 (5) 略

- (4) 体系的に教育課程が編成されていること。  
 (5) 略

(進学支援金の申請)

第 5 条 略

- 2 高等学校長等を経由して、前項の規定による申請をすることができない者は、前項の規定にかかわらず、当該高等学校等に在学している者にあつては在学証明書を、当該高等学校等を卒業している者にあつては卒業証明書を、それぞれ添付し、教育長に直接提出しなければならない。

(進学支援金の申請)

第 5 条 略

- 2 高等学校長等を経由して、前項の規定による申請をすることができない者は、前項の規定にかかわらず、当該高等学校等に在学している者にあつては在学証明書を、当該高等学校等を卒業している者にあつては卒業証明書及び給付型奨学金の採用候補者に推薦されたこと又はされる見込みであることを証するものを、それぞれ添付し、教育長に直接提出しなければならない。

(返還の方法等)

第 16 条 略

- 2 略  
 3 条例第 10 条第 1 項に規定する教育委員会規則で定める期間は、進学支援金の貸与を受けた年数に 5 を乗じて得た年数とする。

(返還の方法等)

第 16 条 略

- 2 略

- 4 略  
 5 条例第 10 条第 1 項の規定により、貸与を受けた進学支援金を返還しなければならない者は、返還計画書（別記第 11 号様式）を教育長に提出しなければならない。

- 3 略

- 6 教育長は、進学支援金の貸与を受けた者又は連帯保証人が、進学支援金の返還を怠ったときは、第 4 項本文の規定にかかわらず、返還すべき残額の全額について一括返還を請求するものとする。

- 4 教育長は、進学支援金の貸与を受けた者又は連帯保証人が、進学支援金の返還を怠ったときは、前項本文の規定にかかわらず、返還すべき残額の全額について一括返還を請求するものとする。

- 7 進学支援金の貸与を受けた者が条例第 10 条第 3 項の規定により進学支援金の貸与を取り消されたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の全部を直ちに一括返還しなければならない。

- 5 進学支援金の貸与を受けた者が条例第 10 条第 2 項の規定により進学支援金の貸与を取り消されたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の全部を直ちに一括返還しなければならない。

- (1)・(2) 略

- (1)・(2) 略

(返還期間の延長)

- 第 17 条 条例第 11 条第 1 項の規定により進学支援金の返還に係る期間の延長を申請しようとする者（以下この項及び次項において「返還期間延長申請者」という。）は、その事由を明記した返還期間延長申請書（別記第 12 号様式）に返還期間延長申請者の所得を証する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(返還期間の延長)

- 第 17 条 条例第 11 条第 1 項の規定により進学支援金の返還に係る期間の延長を申請しようとする者（以下この項及び次項において「返還期間延長申請者」という。）は、その事由を明記した返還期間延長申請書（別記第 11 号様式）に返還期間延長申請者の所得を証する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- 2・3 略

- 2・3 略

(返還の猶予)

- 第 18 条 条例第 12 条の規定による進学支援金の返還の猶予を受けようとする者（次項において「返還猶予申請者」という。）は、その事由を明記した返還猶予申請書（別記第 13 号様式）にその事由を証する書面を添えて教育長に提出しなければならない。

(返還の猶予)

- 第 18 条 条例第 12 条の規定による進学支援金の返還の猶予を受けようとする者（次項において「返還猶予申請者」という。）は、その事由を明記した返還猶予申請書（別記第 12 号様式）にその事由を証する書面を添えて教育長に提出しなければならない。

- 2 略

- 2 略

(返還の免除)

- 第 19 条 居住等による返還の免除を受けようとする者は、大学等を卒業した日の属する年度の翌

(返還の免除)

- 第 19 条 居住等による返還の免除を受けようとする者は、大学等を卒業した日の属する年度の翌

年度の初日から起算して3年を経過した日が属する年度の末日までの間、毎年度4月末日までに、居住・就業状況報告書(別記第14号様式)に、次に掲げる書類を添付し、教育長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2～5 略

6 条例第13条(同条第1号に該当する場合を除く。)の規定による返還の免除を受けようとする者は、その事由を明記した返還免除申請書(別記第15号様式)を教育長に提出しなければならない。

7 略

(延滞金の免除)

第20条 条例第14条において準用する和歌山県修学奨励金貸与条例(平成14年和歌山県条例第37号)第13条第4項の規定により延滞金の免除を受けようとする者(次項において「延滞金免除申請者」という。)は、その事由を明記した延滞金免除申請書(別記第16号様式)にその事由を証する書面を添えて教育長に提出しなければならない。

2 略

年度の初日から起算して3年を経過した日が属する年度の末日までの間、毎年度4月末日までに、居住・就業状況報告書(別記第13号様式)に、次に掲げる書類を添付し、教育長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2～5 略

6 条例第13条(同条第1号に該当する場合を除く。)の規定による返還の免除を受けようとする者は、その事由を明記した返還免除申請書(別記第14号様式)を教育長に提出しなければならない。

7 略

(延滞金の免除)

第20条 条例第14条において準用する和歌山県修学奨励金貸与条例(平成14年和歌山県条例第37号)第13条第4項の規定により延滞金の免除を受けようとする者(次項において「延滞金免除申請者」という。)は、その事由を明記した延滞金免除申請書(別記第15号様式)にその事由を証する書面を添えて教育長に提出しなければならない。

2 略

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第5条関係)

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

和歌山県大学生等進学支援金貸与申請書

私は、和歌山県大学生等進学支援金の貸与を受けたいので、和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則第5条第1項の規定により関係書類を添えて、次のとおり申請します。

写真貼付

- 1 縦 36~40mm  
横 24~30mm
- 2 申請者本人の写真
- 3 申請日より過去3か月以内のカラー写真
- 4 胸から上を映したもの
- 5 裏面に氏名記入

申請者	ふりがな		生年月日	年 月 日	
	氏名 (自署)		電話番号	自宅	
				携帯	
	住所	〒			
保護者等	ふりがな		生年月日	年 月 日	
	氏名 (自署)		電話番号	自宅	
				携帯	
	住所	〒			
	ふりがな		生年月日	年 月 日	
	氏名 (自署)		電話番号	自宅	
			携帯		
	住所	〒			

保護者等の欄には、本人が未成年者の場合には、保護者が上記のそれぞれの欄に自署してください。本人が成年の場合には、未成年時の保護者であった者で、現在も本人の生計を維持している者が自署してください。保護者とは、民法に定める親権者（通常は両親）又は後見人をいいます。

志望大学等名	大学	学部	学科	修業年限
立	短期大学		学科	年
	専修学校	課程	学科	
出身校名	在学中			
立	高等学校		年卒業	

別記第2号様式(第5条関係)

(表面)

## 同意書

## 1 進学支援金の貸与に係る事項

- (1) 進学支援金の貸与対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者をいいます。
- ※ いずれかに該当しなくなった場合、進学支援金の貸与を受けられなくなります。
- ア 進学支援金の申請をした日が属する年度の翌年度の4月1日以降に大学等へ入学しようとする者であって、引き続き大学等に在学する者
- イ 進学支援金の申請をした日において高等学校等を卒業した又は卒業する見込みであること。
- ウ 高等学校等の全履修科目の評定平均値が5段階評価で3.5以上であること。
- エ 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の給付型奨学金又は第一種奨学金の採用候補者で、大学等進学後も機構から給付型奨学金の支給又は第一種奨学金の貸与を受けていること。
- オ 保護者等が和歌山県内に住所を有していること。
- カ 保護者等の市町村民税所得割が非課税であること(ただし、市町村民税所得割が課税されている場合であっても、3子(在学者等に限り)以上の生計を維持し、所定の要件に該当しているときは、進学支援金の貸与を受けることができます。)
- キ 次に掲げる修学のための貸与を受けていないこと。
- (ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の定めるところにより貸与される修学資金
- (イ) 生活福祉資金貸付事業補助規則の定めるところにより貸与される教育支援費
- (ウ) 和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の定めるところにより貸与される和歌山県地域医療医師確保修学資金
- (エ) 和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則の定めるところにより貸与される和歌山県地域医師確保修学資金
- (オ) 和歌山県特定診療科医師確保修学資金貸与規則の定めるところにより貸与される和歌山県特定診療科医師確保修学資金
- (カ) 和歌山県看護職員修学資金貸与条例の定めるところにより貸与される保健師修学資金、助産師修学資金又は看護師修学資金
- ※ イ、ウは初年度の申請のみの要件とします。
- (2) 進学支援金の貸与金額は、1年度につき60万円とし、貸与の期間は、当該進学支援金の貸与を受けることとなった日の属する年度の初日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとします。ただし、進学支援金の貸与を受けることとなった者が入学しようとする大学等の修業年限が4年に満たない場合における経過年数は、当該修業年限が3年であるときは「2年」、2年であるときは「1年」とします。
- (3) 進学支援金の貸与を受けた者は、貸与を受けた翌年度の6月末日までに下記の書類を提出してください。
- ア 大学等の在学証明書
- イ 機構の給付型奨学金の支給又は第一種奨学金の貸与を受けていることが確認できる書類(例:奨学生証の写し(提出年度時に発行されたもの))
- (4) 進学支援金の貸与申請者は、次に該当することとなった場合は速やかに県に届け出てください。
- ア 本人や保護者等の氏名又は住所に変更があった場合
- イ 転学、休学又は退学した場合
- ウ 進学支援金の貸与を辞退しようとする場合
- ※ 保護者等とは、未成年者は親権者又は後見人、成人に達した者は未成年時の親権者かつ現在本人の生計を維持している者としてします。また、未成年時の親権者が不在の場合は、現に本人の生計を維持している者としてします。

## 2 進学支援金の貸与決定取消等に係る事項

- (1) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は**取消し**になります。
- ※ 取消しになると既に貸与を受けた進学支援金を返還していただくことになります。
- ア 偽りその他の不正な手段により、進学支援金の貸与を受けることとなったことが判明したとき。
- イ 1(3)に記載されている書類を提出しなかったとき。
- (2) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は**打ち切り**になります。
- ※ 打ち切りになると進学支援金の貸与を受けることができず、かつ、今後も貸与申請を行うことができません。
- ア 進学支援金の貸与を受けることを辞退したとき。
- イ 大学等を退学したとき。
- (3) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は**停止**になります。
- ※ 停止になると進学支援金の貸与を受けることができませんが、翌年度の貸与申請は行うことができます。
- ア 大学等を休学したとき。
- イ 給付型奨学金の支給又は第一種奨学金の貸与が停止されたとき。

(裏面)

**3 進学支援金の返還に係る事項**

- (1) 返還は大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後貸与を受けた年数に5を乗じて得た年数以内に返還しなければなりません。
- (2) 延滞した場合、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に年10.95%の割合に乗じて計算した額が延滞金として課されます。
- (3) 返還期日前に、貸与を受けた進学支援金の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。
- (4) 進学支援金の貸与終了後、連帯保証人を変更するときは、速やかに県へ届け出てください。
- (5) 進学支援金の貸与終了後、本人又は連帯保証人の氏名、住所又は電話番号に変更があったときは、速やかに県に届け出てください。本人がこの届出を怠ったため、県が本人から最後に届出のあった氏名及び住所に宛てて通知又は書類を発送した場合には、遅着し、又は到着しなかったときでも、通常到着したものとします。
- (6) 本人が経済的理由により、所定の返還期間内に進学支援金を返還することができないと認められる場合には、返還期間を教育委員会が定める期間を限度として延長することができます。
- (7) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出ることにより、返還を猶予します。
  - ア 本人が短期大学、大学、大学院又は専修学校の専門課程に在学するとき。
  - イ 災害、傷病、経済的理由その他やむを得ない事由により進学支援金の返還が著しく困難になったと認められるとき。
- (8) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出ることにより、貸与を受けた進学支援金の全部又は一部を免除することができます。
  - ア 大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年以内に和歌山県内における居住及び就業（就業先は和歌山県内外を問わない。）を開始し、その居住等をした期間が6月以上のとき。
 (注)
  - イ 本人が死亡したとき。
  - ウ 精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、進学支援金を返還することができなくなったと認められるとき。

**4 保証に係る事項**

進学支援金の貸与申請者は、進学支援金の貸与決定を受けた場合、速やかに和歌山県大学生等進学支援金借用証書・返還誓約書を提出してください。

(注) 居住等の期間が6月以上の場合は次の表のとおり免除の額を計算します。

県内における居住の期間	県外又は県内における就業の期間	免除の額
3年	3年	全額
3年	6月以上3年未満	返還金の額に次の式により算出した割合を乗じて得た額 $1/3 \times \text{就業の時間} / 3 \text{年} + 2/3$
6月以上3年未満	6月以上3年未満	返還金の額に次の式により算出した割合を乗じて得た額 $1/3 \times \text{就業の期間} / 3 \text{年} + 2/3 \times \text{居住の期間} / 3 \text{年}$

上記内容を確認し、同意します。

申請者	住所
	氏名
保護者等	住所
	氏名
保護者等	住所
	氏名

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式 (第9条関係)

(表面)

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

和歌山県大学生等進学支援金貸与申請書 (継続用)

私は、継続して和歌山県大学生等進学支援金の貸与を受けたいので、和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則第9条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

なお、申請に当たっての同意事項 (裏面参照) について内容を確認した上、同意します。

申請者氏名

年 月 日生

(申請者本人が、自署してください。)

在籍大学等名	大学	学部	学科	修業年限  年
立	短期大学		学科	
	専修学校	課程	学科	
入 学 年 度	年 月	入 学	学部等の変更の有無	有・無 (有の場合 年 月変更)

支援金の貸与実績

回数	支援金の貸与を受けた年月日 (※)	貸与を受けた金額
1回目	年 月 日	金 万円
2回目	年 月 日	金 万円
3回目	年 月 日	金 万円

※通帳に入金された日を記載してください。

申請に当たっての同意事項 (裏面参照) について内容を確認した上、同意します。

保護者等  (自署)	ふりがな		本人との 続 柄	〒	住所
	氏 名				
	生年月日	年 月 日		自宅	携帯電話
	ふりがな		本人との 続 柄	〒	住所
氏 名					
	生年月日	年 月 日		自宅	携帯電話

保護者等の欄には、本人が未成年時における保護者であった者であり、現在も本人の生計を維持している者が自署してください。保護者とは、民法に定める親権者 (通常は両親) 又は後見人をいいます。

(裏面)

同意事項

※必ずお読みください。

1 進学支援金の貸与に係る事項

(1) 進学支援金の貸与対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者をいいます。

※いずれかに該当しなくなった場合、進学支援金の貸与を受けられなくなります。

ア 進学支援金の申請をした日が属する年度の翌年度の4月1日以降に大学等へ入学しようとする者であって、引き続き大学等に在学する者

イ 独立行政法人日本学生支援機構(以降「機構」という。)の給付型奨学金の支給又は第一種奨学金の貸与を受けていること。

ウ 保護者等が和歌山県内に住所を有していること。

エ 保護者等の市町村民税所得割が非課税であること。ただし、2回目以降の申請で保護者に課せられた市町村民税の所得割の合計額が20万円以下の場合には非課税とみなす(連続して2回課せられた場合を除く。)

また、市町村民税所得割が課税されている場合であっても、3子(在学者等に限定)以上の生計を維持し、所定の要件に該当しているときは、進学支援金の貸与を受けることができます。

オ 次に掲げる修学のための貸与を受けていないこと。

(ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の定めるところにより貸与される修学資金

(イ) 生活福祉資金貸付事業補助規則の定めるところにより貸与される教育支援費

(ウ) 和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の定めるところにより貸与される和歌山県地域医療医師確保修学資金

(エ) 和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則の定めるところにより貸与される和歌山県地域医師確保修学資金

(オ) 和歌山県特定診療科医師確保修学資金貸与規則の定めるところにより貸与される和歌山県特定診療科医師確保修学資金

(カ) 和歌山県看護職員修学資金貸与条例の定めるところにより貸与される保健師修学資金、助産師修学資金又は看護師修学資金

(2) 進学支援金の貸与を受けた者は、貸与を受けた翌年度の6月末日までに大学等の在学証明書を提出してください。

(3) 進学支援金の貸与申請者は、次に該当することとなった場合は速やかに県に届け出てください。

ア 本人や保護者等の氏名又は住所に変更があった場合

イ 転学、休学又は退学した場合

ウ 支援金の貸与を辞退しようとする場合

2 進学支援金の貸与決定取消等に係る事項

(1) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は取消しになります。

※取消しになると既に貸与を受けた進学支援金を返還していただくこととなります。

ア 偽りその他の不正な手段により、進学支援金の貸与を受けることとなったことが判明したとき。

イ 大学等の在学証明書を提出しなかったとき。

(2) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は打切りになります。

※打切りになると進学支援金の貸与を受けることができず、かつ、今後も貸与申請を行うことができなくなります。

ア 進学支援金の貸与を受けることを辞退したとき。

イ 大学等を退学したとき。

(3) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は停止になります。

※停止になると進学支援金の貸与を受けることができませんが、翌年度の貸与申請は行うことができます。

ア 大学等を休学したとき。

イ 給付型奨学金の支給又は第一種奨学金の貸与が停止されたとき。

3 進学支援金の返還に係る事項

(1) 返還は大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後貸与を受けた年数に5を乗じて得た年数以内(令和5年度以前から貸与を受けている者については、大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後20年以内)に返還しなければなりません。

(2) 延滞した場合、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に年10.95%の割合に乗じて計算した額が延滞金として課されます。

(3) 返還期日前に、貸与を受けた進学支援金の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。

(4) 進学支援金の貸与終了後、連帯保証人を変更するときは、速やかに県へ届け出てください。

(5) 進学支援金の貸与終了後、本人又は連帯保証人の氏名、住所又は電話番号に変更があったときは、速やかに県に届けてください。

本人がこの届出を怠ったため、県が本人から最後に届け出のあった氏名及び住所に宛てて通知又は書類を発送した場合には、遅着し、又は到着しなかったときでも、通常到着したものとします。

(6) 本人が経済的理由により、所定の返還期間内に進学支援金を返還することができないと認められる場合には、返還期間を教育委員会が定める期間を限度として延長することができます。

(7) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出ることにより、返還を猶予します。

ア 本人が短期大学、大学、大学院又は専修学校の専門課程に在学するとき。

イ 災害、傷病、経済的理由その他やむを得ない事由により進学支援金の返還が著しく困難になったと認められるとき。

(8) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出ることにより、貸与を受けた進学支援金の全部又は一部を免除することができます。

ア 大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年以内に和歌山県内における居住及び就業(就業先は和歌山県内外を問わない。)を開始し、その居住等をした期間が6月以上のとき(注)。

イ 本人が死亡したとき。

ウ 精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、進学支援金を返還することができなくなったと認められるとき。

4 保証に係る事項

進学支援金の貸与申請者は、進学支援金の貸与決定を受けた場合速やかに和歌山県大学生等進学支援金借用証書・返還誓約書を提出してください。

(注) 居住等の期間が6月以上の場合は次の表のとおり免除の額を計算します。

県内における居住の期間	県外又は県内における就業の期間	免除の額
3年	3年	全額
3年	6月以上3年未満	返還金の額に次の式により算出した割合を乗じて得た額 $1/3 \times \text{就業の期間} / 3年 + 2/3$
6月以上3年未満	6月以上3年未満	返還金の額に次の式により算出した割合を乗じて得た額 $1/3 \times \text{就業の期間} / 3年 + 2/3 \times \text{居住の期間} / 3年$

別記第15号様式を別記第16号様式とし、別記第11号様式から別記第14号様式までを1様式ずつ繰り下げ、別記第10号様式の次に次の1様式を加える。

別記第11号様式 (第16条関係)

返 還 計 画 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

貸与決定番号	
本人住所	(〒 - ) TEL ( - - )
氏 名	印
連帯保証人 (保護者等) 住 所	(〒 - ) TEL( - - ) 携帯電話( - - )
氏 名	印

私が 年度から 年度まで借用した和歌山県大学生等進学支援金は、 円  
であり、下記の返還計画に基づき返還します。

記

[返還計画]

貸与決定番号					
氏 名					
返還方法	返還期日	返還開始月	返還回数	割賦金	最終割賦金
月賦返還	毎月末日	年 月	回	円	円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。